

要電話  
11/4予約締切  
(先着順)

きっとうまくいく！

## 改正育児・介護休業法 特別相談会

相談をご希望の方は、下記に電話にてご予約の上、当日資料をお持ちになり会場においでください。

社会保険労務士による1社30分程度の個別相談です。

(予約は、11月4日までお電話で先着順で受け付けます。)

☆こんなお悩みのご相談を受け付けます☆

令和3年6月、育児・介護休業法が改正されました。「社内の制度はどのように決めるとよいのか？」など、従業員の満足度や生産性の向上、社内規程の整備などに関するご相談を専門家がお受けします。



【会場】 中目黒スクエア 2階  
第5・6会議室 (目黒区中目黒2丁目10番13号)

【日時】 令和3年11月13日(土)  
(男女平等フォーラム2021会場内ブース)  
午前10時～12時

【対象】 目黒区内に事業所を置く企業

【費用】 無料

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画センター  
電話：03-5721-8570

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止になる場合があります。